

令和 2 年度

学校保健・給食委員会資料

(令和 3 年 3 月配布)



宇都宮市立古里中学校

目 次

1 学校保健委員会・学校給食委員会会則

2 学校保健委員会・学校給食委員会名簿

3 生徒会保健委員会の報告

4 生徒会給食委員会の報告

5 学校保健委員会

- (1) 定期健康診断結果
- (2) 保健室利用状況
- (3) 環境衛生検査結果
- (4) 感染症対策

6 学校給食委員会

- (1) 食に関する指導について
- (2) 学校給食について

学校保健委員会会則

第1条 (目的)

本委員会は、学校長の諮問機関として生徒・職員の健康を保持増進するために必要な学校保健計画及び諸事項について研究協議、推進することを目的とする。

第2条 (組織)

本委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 学校職員

校長、副校長、教務主任、保健主事、養護教諭、保健体育科主任、学年主任、給食指導主任

(2) P T A関係

P T A 会長、副会長、厚生福祉正副部長、学年正副委員長

(3) 生徒会関係

生徒会長、生徒会保健専門委員長

(4) 医師、薬剤師関係

学校内科医、学校眼科医、学校歯科医、学校耳鼻科医、学校薬剤師

第3条 (内容)

本委員会は、次の事項について協議及び推進を図る。

- (1) 学校保健計画の立案に関すること。
- (2) 定期健康診断の結果と事後措置に関すること。
- (3) 病気の予防（う歯、近視、かぜ、その他）と体力に関すること。
- (4) 学習能率の向上に関すること。
- (5) 健康相談に関すること。
- (6) 環境衛生に関すること。
- (7) 各種保健衛生機関及び家庭との連絡提携に関すること。
- (8) その他必要な事項。

第4条 (会議)

- 1 本委員会は、年1回の例会を開催する。ただし、必要に応じて開催することができる。
- 2 本委員会は学校長が招集する。

学校給食委員会会則

第1条 （目的）

本委員会は、学校給食について校長の諮問に応ずるとともに、運営が円滑に行なわれ充実改善を図ることを目的とする。

第2条 （組織）

本委員会は、次の委員をもって組織する。

（1） P T A関係

P T A会長、副会長、厚生福祉部委員、各学年正副委員長

（2） 学校関係

校長、副校長、教務主任、学年主任、保健主事、給食関係主任、養護教諭

（3） 医師、薬剤師関係

学校内科医、学校眼科医、学校歯科医、学校耳鼻科医、学校薬剤師

第3条 （内容）

本委員会は、次のことについて協議推進する。

- （1） 給食指導に関すること。
- （2） 給食費（給食会計を含む）に関すること。
- （3） 給食の施設設備・衛生に関すること。
- （4） 給食の献立・物資に関すること。
- （5） 給食の調査・研究に関すること。
- （6） 業者の選定について。
- （7） その他、必要な事項。

第4条 （役員）

（1） この会に次の役員を置く。

委員長1名、副委員長1名、書記1名

（2） 役員は次により選出する。

委員長・副委員長は委員の互選とする。

書記は委員長が委嘱する。

第5条 （会議）

- 1 本会は必要に応じて開く。
- 2 本会は学校長が招集する。

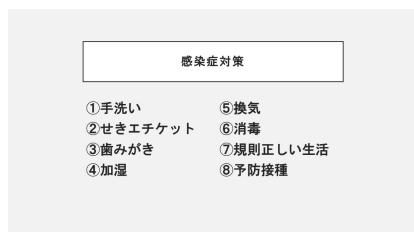
3 生徒会保健委員会報告

令和2年度 保健体育委員会年間活動計画

日常的な活動	・教室の換気 ・加湿器の管理（11月～3月） ・石けん液，消毒液の補充 ・衛生検査（隔週月曜日） ・健康観察簿補助（欠席黒板の記入含む） ・運動会の運営 ・校内記録大会の補助	
年間活動	4月	
	5月	
	6月	○委員長，副委員長の選出 ○役割分担決め ○年間活動計画を立てる ○衛生検査スタート（隔週月曜日）
	7月	○体育倉庫体育館清掃 ○ボール点検
	9月	○前期反省
	10月	○運動会への協力 ○後期委員長，副委員長の選出 ○役割分担決め
	11月	○加湿器の管理（11月～3月） ○生徒朝会発表
	12月	○後期の反省（3学年） ○ボール点検
	2月	○体育倉庫体育館清掃 ○感染症予防の手洗いのポスター作成
	3月	○後期の反省 ○ボール点検

○生徒朝会「感染症予防対策活動」

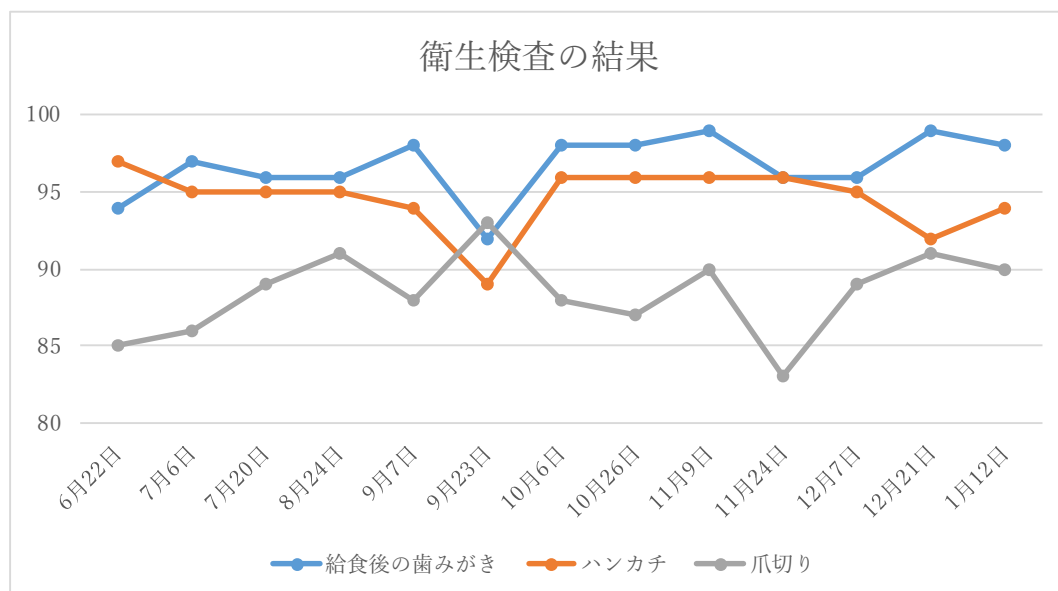
11月に保健体育委員会で毎年実施している感染症予防の発表が行われた。昨年度まではインフルエンザを中心に扱っていたが、今年は新型コロナウイルス感染症を含めた内容になった。今までは、体育館のステージなどで発表していたが、今年の集会関係はTV放送を通して実施した。今回は代表して保健体育委員長と副委員長2人の計3人による発表になった。休校が明けて約半年が経ち、感染症対策に慣れ始めた一面、面倒臭さや寒さで消毒や手洗いが不十分な生徒もいた。今回の発表を通して、生徒たちの感染症対策への意識向上が図れたと思う。



生徒朝会の様子

○衛生検査

学校再開の6月から2週間に一度、週の始めに各クラスで衛生検査を実施。「給食後歯みがきをしたか、歯ブラシの後ろから見て毛先がはみ出していないか」「ハンカチを持参しているか」「手のひら側から見て、爪が見えていないか。」という3つの項目を帰りの会で保健体育委員がチェックした。衛生検査の項目が感染症対策になっていることを保健体育委員を中心に保健だよりや生徒朝会を通して周知した。



4 生徒会給食委員会の報告

令和2年度 給食委員会年間活動計画

日常的な活動	・衛生検査票の記入（毎日） ・給食物品のチェック（月1回） ・配膳台の清掃（不定期） ・給食一口メモの作成（広報委員との協力）	
年間活動	4月	
	5月	
	6月	○前期組織作り
	7月	○感染症対策アイデア実施
	9月	○マナー週間への協力 ○前期の反省
	10月	○運動会への協力 ○後期組織作り
	11月	○地域学校園共通お弁当の日（おにぎりの日）への協力
	12月	○調理員さんへのお礼のメッセージ作成
	1月	○（3年生）後期の反省 ○給食一口メモの内容充実（月ごとにテーマを設定）
	2月	
	3月	○後期の反省

※生徒会給食委員会は、1年から3年までの24名で活動を行っています。

今年度の大きな取り組みは、①感染症対策としての給食時間のアイデアを考える、②給食時が楽しくなるように給食一口メモの内容を充実させる、の2つでした。どちらも、新しい生活様式の中でも安全かつ少しでも楽しい給食の時間となるよう、生徒が主体的に考えた取り組みとなりました。それに加え、こちらに示してある、日常的な活動と各月の食育目標に沿った活動を継続的に実施しました。

* 生徒会給食委員会の活動

○衛生検査票の記入

- ・衛生面、食事の様子やマナー、後片付け、残食について毎日チェックし、週末に反省や感想を書いて提出。
- ・栄養士や調理室とのかけはしとなるような温かい言葉もキャッチボール。さらに、味付けや配膳量、喫食状況も把握。

○給食一口メモの作成

- ・毎日の献立にいち早く目を通し、その日に紹介したいメニューや食材について自分で調べ、豆知識を書く。
- ・完成したメモは、広報委員が給食時に読み上げる。

○その他の活動

- ・各種アンケートの集計：マナーやお弁当の日、セレクト献立など
- ・調理員さんへの感謝の手紙の制作
- ・クラスごとの工夫 例) 愛の一口運動、レディースデー、クラスの残り物はみんなのもの、など